

令和5年第1回

沼田町教育委員会定例会会議録

※非公開に係る議案を除く

# 令和5年第1回沼田町教育委員会定例会会議録

1. 期 日 令和5年2月21日（火）午後4時00分～午後5時52分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター2階 ゆめっくるホール

## 3. 出席委員

教 育 長	吉 田 憲 司
教育長代理	青 木 健 治
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史
委 員	三 浦 実 希

## 4. 出席職員

課 長	三 浦 剛
参 事	春 山 顕 一
主 幹	斉 藤 真 二
主 査	川 嶋 智
アドバイザー	元 木 和 芳

## 5. 議 事

議案第 1 号	令和4年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）について
議案第 2 号	令和5年度教育予算の提案説明について
議案第 3 号	沼田町ふるさと資料館条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	沼田町化石館条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	沼田町ふるさと資料館管理規則の一部を改正する規則について
議案第 6 号	沼田町化石館管理規則の一部を改正する規則について
議案第 7 号	令和5年度沼田町一般会計教育費予算（案）について
議案第 8 号	令和5年度要保護・準要保護児童生徒の決定について
議案第 9 号	沼田町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
議案第10号	沼田町立学校教育情報セキュリティポリシーについて
議案第11号	沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第12号	沼田町教員住宅入居に関する規則の一部を改正する規則について
議案第13号	沼田学園卒業式の告辞文（案）について

6. 付議案件は次のとおり

前会会議録の承認

教育長の報告

その他

## 【開会】

### ○教育長

ただいまから、令和5年第1回沼田町教育委員会定例会を開会いたします。

議案の2番目、前会会議録の承認についてを議題といたします。課長より説明をお願いします。

### ○三浦課長

前会会議録について、その概要を説明いたします。

令和4年11月28日に召集されました第6回教育委員会定例会は、全委員に出席いただき、職員は4人が出席いたしました。教育長の報告としましては、新型コロナウイルス感染症の報告として、小・中学校の学年において複数名の感染者の発生により学年閉鎖となり、リモート授業を行いながら教育の確保を行うなど、感染状況に応じた教育活動の状況について報告をさせていただきました。その他については、教育行政報告にてご報告させていただきます。

次に議案5件についてご審議頂いており、議案第30号、令和4度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載については、公表に同意することをご承認いただいています。議案第31号、令和4度沼田町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてですが、学識経験者の意見を付して、議会に提出することをご承認いただきました。議案第32号、令和5年度沼田町奨学生の募集については、高等学校2名・大学等4名を募集することをご承認いただきました。議案第33号、令和4年教育行政報告については、一部修正して議会に提出することをご承認いただいています。議案第34号、令和4年度沼田町一般会計教育費補正予算(案)については、各施設の年度末までに必要となる光熱水費、除雪委託料などの所要額の補正予算をご審議いただき、ご承認いただきました。

以上、前回会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいます様よろしく願いいたします。

### ○教育長

前会会議録の説明が終わりました。ご質問ございますか。

(なしの声あり)

### ○教育長

ご質問がないようですのでお諮りいたします。前会の会議録は、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

## ○教育長

異議なしということで、前会会議録は承認することに決しました。

議題の3番目、教育長の報告について、申し上げます。

まず、コロナウイルス感染症の関係ですが、感染者数が全国的に減少傾向にあり、これまでのマスク着用の考えも変わってきており、道教委からも卒業式、入学式のマスク着用も、教職員、児童生徒においては、状況によりますが着用を指示することも無くなっている部分も出てきましたが、コロナ前の状況になるまでには、まだ時間がかかるものと思います。

次に、教職員人事についてであります。管理職人事がほぼ固まり、今一般教員の人事協議が最終の段階になっております。教職員の人数については、昨年と変動はないと思います。なお、異動の新聞発表は、管理職が3月24日、一般職が3月25日となっておりますが、教育委員さんには時期を見てお知らせしたいと思います。

次に、沼田中学校の高校受験出願状況についてであります。中学3年生、21名全員が進学希望であります。後程、詳しい出願状況を報告いたします。

次に、新年度予算につきましては、本年度は、統一地方選挙の年となりますので、骨格予算となりますが、一般会計総額51億1千万円となっており、通常骨格予算に比べて、予算額が大きくなっております。教育費予算の詳細については、後程説明いたします。

以上で、教育長の報告を終わります。報告の中で何かご質問等ございますか。

(なしの声あり)

## ○教育長

ご質問がないようですので4番の議題に入ります。

ここでお諮りをいたします。議案1号から議案8号まで、個人情報に関係する案件及び議会定例会の議案提出前のため公表を避けなければならない案件でありますので、沼田町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密会といたしたいと思っております。これにご異議ございますか。

(異議なしの声あり)

## ○教育長

異議なしと認め議案第1号から議案第8号までを秘密会とすることに決定いたしました。これより秘密会といたします。

報告第1号	令和4年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）について	原案可決
報告第2号	令和5年度教育予算の提案説明について	原案可決
報告第3号	沼田町ふるさと資料館条例の一部を改正する条例について	原案可決
報告第4号	沼田町化石館条例の一部を改正する条例について	原案可決
報告第5号	沼田町ふるさと資料館管理規則の一部を改正する規則について	原案可決
報告第6号	沼田町化石館管理規則の一部を改正する規則について	原案可決
報告第7号	令和5年度沼田町一般会計教育費予算（案）について	原案可決
報告第8号	令和5年度要保護・準要保護児童生徒の決定について	原案可決

### ○教育長

ここで秘密会を解きます。

議案第9号、沼田町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案の説明をお願いいたします。

### ○三浦課長

議案第9号、沼田町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について。沼田町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を提出する。令和5年2月21日提出教育長名でございます。沼田町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則、沼田町教育委員会傍聴人規則（昭和27年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。第2条第1号を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げる。附則、令和5年2月21日教委規則第3号、この規則は、公布の日から施行する。

提案理由を申し上げます。第2条の傍聴が認められない者の中に「精神異常があると認められる者」と規定されていたことから、該当する部分を削除するものである。次の頁に新旧対照表を添付させていただいております。こちらの2条に不許可の項目が記載されておりますが、この第1号精神異常であると認められる者を削除し、以降をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。この点につきましては差別的表現であるということから、今回削除させていただく提案とさせていただいているところでございます。

以上提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

### ○教育長

説明が終わりました、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○三浦委員

ある方から、教育委員の会議は公開されていますよねって質問されて、私もあまりはつきり分からなく、開催される日にちの案内を町民にされていますかと聞かれましたがそれも分からなくて、詳しくは教育委員会に問い合わせをお願いしますとお答えしたのですが、会議の日は公開しているのでしょうか。

○三浦課長

教育委員会の日程につきましては、ホームページの方でお知らせしておりますが、皆さんが日程をご承知かと言いますと、今のお話から行きますと知られていないということもあるかと思いますので、町民の皆様へのお知らせの方法につきましては検討させていただきたいと思います。

○教育長

その他ございますか。

○青木代理

最近議会傍聴に関して話題が出て、委員会に関しても昔だからあったのかなと思っていたのですが、農業委員会等でもあるのでしょうか。教育委員会の会議には全然関係ないかもしれないけど。そういった委員会がらみのことは統一して傍聴的な部分あるのでしょうか。

○三浦課長

他の委員会傍聴が該当しているかまでは把握していなかったのですが、議会等でも標準の規則がございまして、それぞれの町が町の名称を入れて整理できるような標準の規則があってそれに、恐らくこういった不適切な表現が混じっていたという傾向にあるのかと思います。ですので、それにならって策定した自治体等の各種会議等そうかと思うのですが、標準の傍聴規則にそれがうたってあれば、皆さんその可能性があるかと思います。

○教育長

その他ございますか。

(なしの声あり)

○教育長

ご質問がないようですのでお諮りいたします。議案第9号、沼田町教育委員会傍聴人

規則の一部を改正する規則については提案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

異議なしと認め、議案第9号は提案のとおり決定をいたしました。

次に議案第10号、沼田町立学校教育情報セキュリティポリシーについてを議題といたします。説明をお願い致します。

### ○三浦課長

議案第10号、沼田町立学校教育情報セキュリティポリシーについて。沼田町立学校教育情報セキュリティポリシーを別冊のとおり提出する。令和5年2月21日提出、教育長名でございます。

別冊でセキュリティポリシーお配りしてございますが、こちらの方の説明省略をさせていただきますまして、提案理由の方を申し上げます。現在、沼田町立小学校及び中学校におきましては、GIGAスクール構想に基づきまして、高速大容量の通信ネットワークの整備、一人一台の端末等ICT環境の整備を進め、個別に最適化された教育環境の実現を推進しています。学校が取り扱う情報には、児童生徒と、保護者、教職員等の個人情報及び学校運営上重要な情報が多数含まれ、外部への漏洩等が発生した場合、極めて重大な結果を招くおそれがあります。そのため、不正アクセスや盗難・紛失等、情報資産の保護に向けた十分な情報セキュリティ対策を講じることは、安心してICTを活用するために必要不可欠であります。このことから、沼田町立学校教育情報セキュリティポリシーを別冊のとおり策定するものであります。別冊の1頁に今ほど申し上げました、基本方針の目的の記載がございますので、ご確認いただければと思います。

以上提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

### ○教育長

このポリシーについては全国的に整備をしないと指示はあるのですか。

### ○川嶋主査

文部科学省の方にはそういった記載がございますが、当町もそうですが、町のセキュリティポリシーに準じているところもあるのかなと思います。細かく設定をして、教育に関して設定することによってセキュリティを担保できることになるのかなと思いますので、今回提案させていただきました。



## ○教育長

それではご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思えます。

## ○青木代理

セキュリティに関しては大変な部分だなどと思えていて、内容見るとインターネットに接続しないですとか、ファイアーウォールの設定ですとか、他の職場ではUSBの使用が禁止されていたりですとか、USBをパソコンで使用した段階で分かるような仕組みですとか、そのくらいがっちりしないといろいろな事が起こるなどと思えますので、頑張ってください。

## ○教育長

皆さんよろしいですか。

それではお諮りをさせていただきたいと思えます。議案第10号、沼田町立学校教育情報セキュリティポリシーについては提案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

## ○教育長

異議なしと認め、議案第10号は提案のとおり決定をいたしました。

次に議案第11号、沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願い致します。

## ○三浦課長

議案第11号、沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則について。沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則を提出する。令和5年2月21日提出、教育長名でございます。

沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則、沼田町立学校管理規則、昭和55年教育委員会規則第1号、の一部を次のように改正する。第13条の次に次の1条を加える。表簿の電子化、第13条の2、前条の表簿及び教育長が特に認めた表簿は、沼田町立小中学校校務支援システムを利用して作成された電子データを表簿とすることができる。2電子化した表簿の取扱いについては、沼田町立学校教育情報セキュリティポリシーによるものとし、十分配慮する。附則、令和5年2月21日、教委規則第1号。この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。教職員の校務効率化のため、国から指導要録の電子化についての通知に基づき、教職員の働き方改革及び校務のデジタル化を可能とするための、規

則の改正を行うものであります。

次の頁に新旧対照表を添付させていただいてまして、最後の2頁目のところでありますが、こちらの13条の方に表簿の電子化の記載をさせていただいております。今ほど申し上げました提案理由の内容となっておりますので、ご審議いただければと思います。以上であります。

#### ○教育長

説明が終わりました、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

#### ○吉田教育長

それでは、質問がないようですので、お諮りをさせていただきます。議案第11号、沼田町立学校管理規則の一部を改正する規則については提案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

#### ○吉田教育長

異議なしと認め、議案第11号は提案のとおり決定をさせていただきます。

議案第12号、沼田町教員住宅入居に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

#### ○三浦課長

議案第12号、沼田町教員住宅入居に関する規則の一部を改正する規則について。沼田町教員住宅入居に関する規則の一部を改正する規則を提出する。令和5年2月21日提出、教育長名でございます。

沼田町教員住宅入居に関する規則の一部を改正する規則、沼田町教員住宅入居に関する規則、平成28年教育委員会規則第5号の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。沼田町教職員住宅入居に関する規則。第2条中教員住宅を教職員住宅に改め、同条に次のただし書を加える。ただし、現に居住している者が、他の公立学校へ異動になった場合で、教職員住宅に空きがあるときは、引き続き貸付対象者として認めることができる。第2条第1号中小学校・中学校を学校に、事務職員を外国語指導助手に改める。別表1中教職員を教員に、2、事務職員(道教委)2、事務職員(道教委)、3、外国語指導助手に、3を4に、町臨時職員を会計年度任用職員に、4を5に改

める。

別表2小学校の項番号の欄中10を削り、同項住所の欄中北1条6丁目2番1号を削り、同項家賃の欄中8,200円を削り、同項番号の欄中11を削り、同項住所の欄中北1条6丁目2番2号を削り、同項家賃の欄中8,800円を削り、同表中学校の項備考の欄中中校長住宅を削り、同項の次に次のように加える。13、西町3番1号、15,000円、中校長住宅。附則、この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。教員住宅への入居資格に外国語指導助手を加えることと、異動後の希望があれば入居し続けられるように改正し、教育関係者の町内居住の促進を図るものであります。次の頁に新旧対照表を添付させていただいております。先ほどの改正文の内容が、記載されています。この中で文言的に修正しているもの、すででない住宅が規則の中にうたわれていた部分もございますので、そういった部分を削除、整理させていただいたものが改正内容となっております。別表1に外国語指導助手が追加されています。また、別表2の方に小学校の住宅10番、11番が解体されていますので、削除とさせていただきます。大きくは先ほど申し上げました外国語指導助手の入居、それから異動しても入居し続けられるといったものが、主な内容となっております。

以上提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

#### ○教育長

説明が終わりました、ご意見ご質問等がございましたら願いたします。

(なしの声あり)

#### ○教育長

ご質問がないようですのでお諮りいたします。議案第12号、沼田町教員住宅入居に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○教育長

異議なしと認め、議案第12号は提案のとおり決定をいたしました。

次に議案第13号、沼田学園卒業式の告辞文(案)についてを議題といたします。説明を願いたします。

○三浦課長

議案第13号、沼田学園卒業式の告辞文（案）について。沼田学園卒業式の告辞文（案）を別紙のとおり提出する。令和5年2月21日提出、教育長名でございます。

お手元の方に当日配布でお配りさせていただいています。小学校、中学校それぞれの卒業式に対する告辞文となっております。お目通しいただきまして、ご審議、ご承認いただければと思います。以上提案説明とさせていただきます。

○教育長

説明が終わりました、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

○教育長

ご質問がないようですのでお諮りいたします。議案第13号、沼田学園卒業式の告辞文（案）については原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長

異議なしと認め、議案第13号は提案のとおり決定をいたしました。

以上をもちまして令和5年第1回沼田町教育委員会定例会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。